

食品廃棄物の 排出事業者のみなさまへ

～食品廃棄物の不適正処理の防止に向けて～

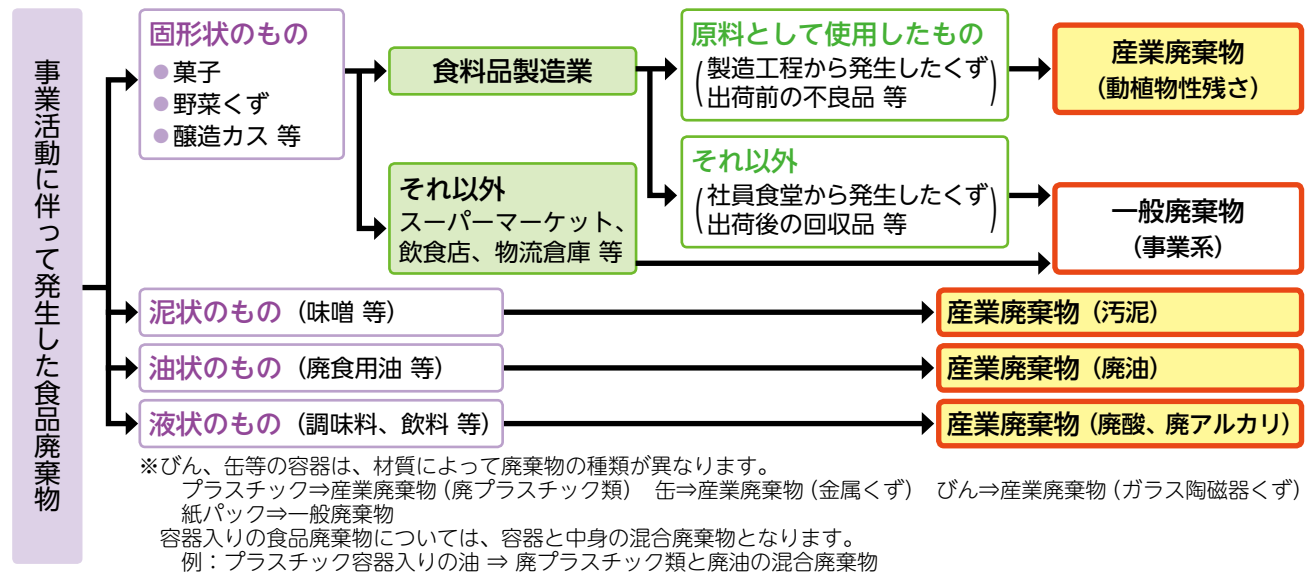


1 廃棄物の種類等

「廃棄物」とは廃棄物処理法により「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と定義されています。

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の二つに区分され、事業活動に伴って発生した食品廃棄物の場合は次のとおり区分されています。

食品廃棄物の一般廃棄物と産業廃棄物（品目）の区分



2 廃棄物の適切な保管

産業廃棄物の保管には基準が定められています。

保管のポイント

- 産業廃棄物の保管場所に廃棄物の種類、数量等を表示した掲示板を見やすい箇所に設置しているか（縦60cm以上×横60cm以上）
- 産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が発散しないよう措置がされているか（蓋付き容器による保管等）

3 適切な処理業者の選定

適切な処理業者の選定は、適正処理の基本です。信頼できる業者を選んでください。

業者選定のポイント

- 委託先は委託する廃棄物（一般廃棄物か産業廃棄物か、産業廃棄物の場合は品目も）の許可等を有しているか
※一般廃棄物を委託する場合については、一般廃棄物が発生する事業場の所在地の市町村の一般廃棄物担当課へお問い合わせください。
- 許可は現在も有効か（期限切れでないか）
- 委託する廃棄物が適切に処理できる方法か（塩分、水分等の状況によっては処理できない場合があるので、事前に処理業者に確認する）
- 中間処理の委託の場合は、中間処理後の産業廃棄物の最終処分場所や方法は適正か
- 適正な金額であるか（不自然に安くないか（複数業者からの見積り徴取や同業者からの情報の活用等））
- 委託業者を選定する際にも実地確認を実施し、実際に処理が可能かどうかを確認したか
※「優良産業廃棄物処理業者」が処理工程や受入量等をインターネットで公開しています。処理業者選定の判断材料の一つとしてください。

4 適正な委託契約

産業廃棄物の処理を委託する場合は、書面による契約が必要です。

委託契約のポイント

- 収集運搬業者、処分業者それぞれと契約を結んだか
- 委託契約書には、「料金」「数量」等の法令に定める必要事項がすべて含まれているか
※数量、料金の記載漏れ、最終処分先の記載漏れのケースが多くあります。
- 数量は許可されている能力で十分処理できるか
- 契約書に許可証等の写しが添付されているか
※排出事業者は、政令で定める基準に従い、委託契約書を「契約終了から5年間保存」する義務があります。

5 実地による確認

自社から発生した廃棄物が処理される事業場を訪問し、処理施設の稼働状況や委託した廃棄物が委託契約どおりに処理されていることを定期的に確認する必要があります。(実地確認)

収集運搬業者については、車両、運搬容器、積替え保管場所(積替え保管をする場合のみ)を確認する必要があります。

愛知県では、条例で年1回以上の実地確認の実施及び確認事項の記録を5年間保存することが義務付けられています。

実地確認のポイント

- 事業場の出入口の見やすい箇所に、中間処理の場所である旨等を記載した掲示板があるか
(縦60cm以上×横60cm以上)
- 事業場が清潔に保たれているか(悪臭の発生、汚水等の流出がなく、害虫等の発生はないか)
- 廃棄物の処理施設が適切に稼働しているか(肥料化であれば十分発酵されているか、焼却であれば燃え残りが少ないなど)
- 産業廃棄物の保管場所に廃棄物の種類、数量、高さ等を表示した掲示板があるか
(縦60cm以上×横60cm以上)
- 処理前、処理後の廃棄物について、過剰な保管状況となっていないか
- 保管施設で腐敗や異臭を発生することなく適切に保管されているか
- 受入保管、処理施設への投入、搬出について、記録が適切に管理されているか
- 実際の搬入量、処理実績(肥料化、飼料化した場合は販売実績)を確認した結果、十分な処理能力があるか
※処理業者は産業廃棄物の処理を記載した帳簿を備え付け、5年間保存するとともに求めに応じて閲覧させる義務があります。

6 不正転売防止のための対策

不正転売を防ぐために、排出事業者自らが対策に努めることが重要です。

不正転売防止のポイント

不正転売を防止するためには、商品とならないように措置した上で処理業者に引き渡すことなどが望ましく、具体的には以下のような例が考えられます。

〔引渡し時〕

- 処理委託前に包装を除去するなど、そのまま商品とならないように措置したか
- 賞味期限が切れていることがわかるように表示したか
- 廃棄物である旨、あるいは食用に適さない旨の印を付与したか

〔実地確認〕

- 処理施設で処理されていることを確認したか

7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適切な運用

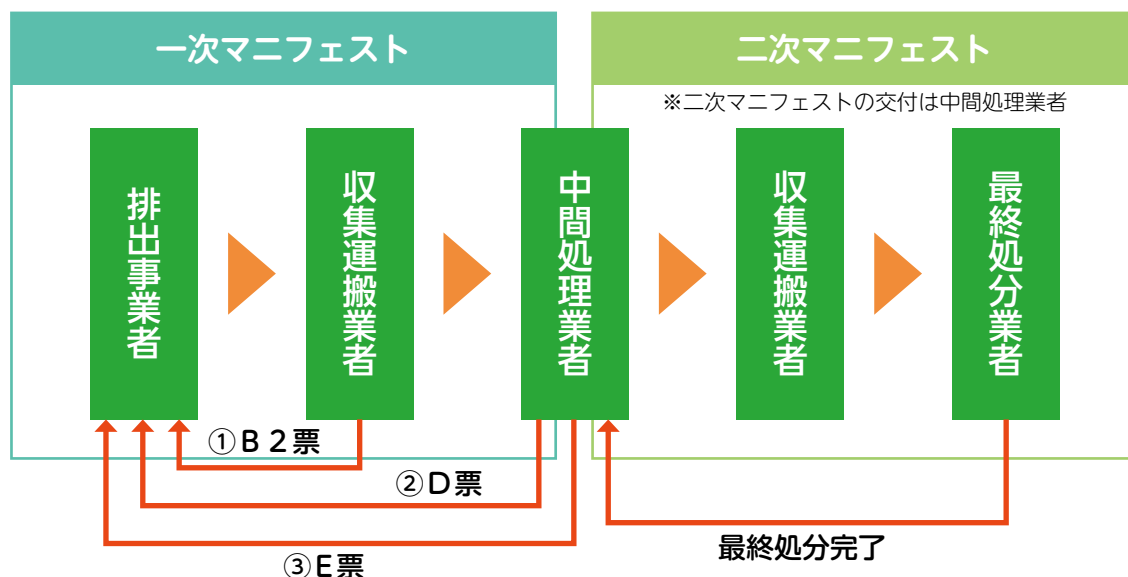
産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、廃棄物の処理が適正に実施されたかどうかを確認するために交付する伝票です。マニフェストには「誰の廃棄物（種類と量）」を「誰が収集運搬」して「誰が処理」したかなどを記載することになっています。

排出事業者は、産業廃棄物を収集運搬業者へ引渡す際に併せてマニフェストを交付します。

産業廃棄物処理業者は、委託された産業廃棄物の収集運搬又は処分を完了した年月日を記載して排出事業者に返送します。

マニフェストの使用におけるポイント

- マニフェストは排出事業場ごと、産業廃棄物ごと、運搬車ごと、運搬先ごととなっているか
- マニフェストは返送期日までに返送されてきたか
- 返送されたマニフェスト（①収集運搬時（B 2票）、②中間処理終了時（D票）、③最終処分終了時（E票））を交付時に保管したマニフェスト（A票）と照合し、虚偽記載が疑われる点はなかったか
- 交付時に保管したマニフェストと返送されたマニフェストをセットして保管したか（保管期間5年）
※期日までにマニフェストが返送されなかったり、虚偽記載又は記載漏れのあるマニフェストの返送を受けたときは、排出事業者は、返送期日から30日以内に「措置内容等報告書」を自治体に提出する義務があります。



マニフェストには紙の複写になっているもの以外に、電子マニフェストがあります。廃棄物の処理状況を容易に把握できますので、積極的に導入しましょう。

電子マニフェストの特長

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、国が指定する情報処理センターを介したネットワークでやり取りするものです。

- 運搬、処分の状況がパソコン等の画面で随時把握できます
- 交付したマニフェストとの照合作業もパソコン等の画面でできます
- 運搬終了、処理終了報告の有無を電子メールや一覧表等で確認できます
- 終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起されます
- 電子マニフェストの保存は、情報処理センターが代行するため、保存が不要です
- 都道府県知事等へ毎年提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、情報処理センターが代行するため、同報告書の提出が不要です

※電子マニフェストの詳細は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのWebページをご覧ください。
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

8 委託処理における排出事業者のリスク

廃棄物の処理を処理業者に委託する場合、法令に定められた内容を遵守し、処理業者により適正に処理されるようにしなければなりません。

法令違反や不適正処理が行われた場合、以下のとおり社会的信用の失墜や経済的負担等が生じることがあります。

廃棄物処理法違反による勧告・命令・罰則

委託契約が法令で定める内容を遵守していなかった場合は、自治体から勧告・命令を受けることがあります（一部直罰あり）。また、自治体からの命令に従わない場合は、罰則を科せられる場合があります。

●措置命令違反、無許可業者への委託

5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金、又はその両方

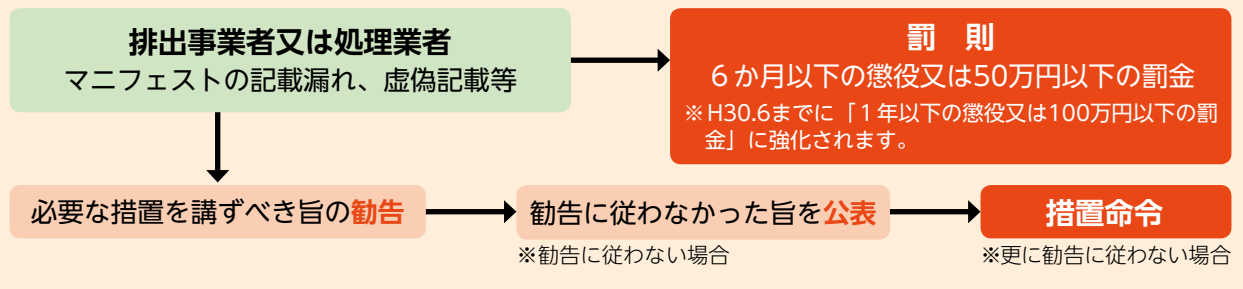
●委託契約が法令に定める内容をみたしていないとき（記載漏れ等）

など

3年以下の懲役、若しくは300万円以下の罰金、又はその両方

マニフェストの不適正運用による勧告等

マニフェストの記載漏れ、虚偽記載、保管義務違反は、罰則の他、勧告や公表等が廃棄物処理法に定められています。

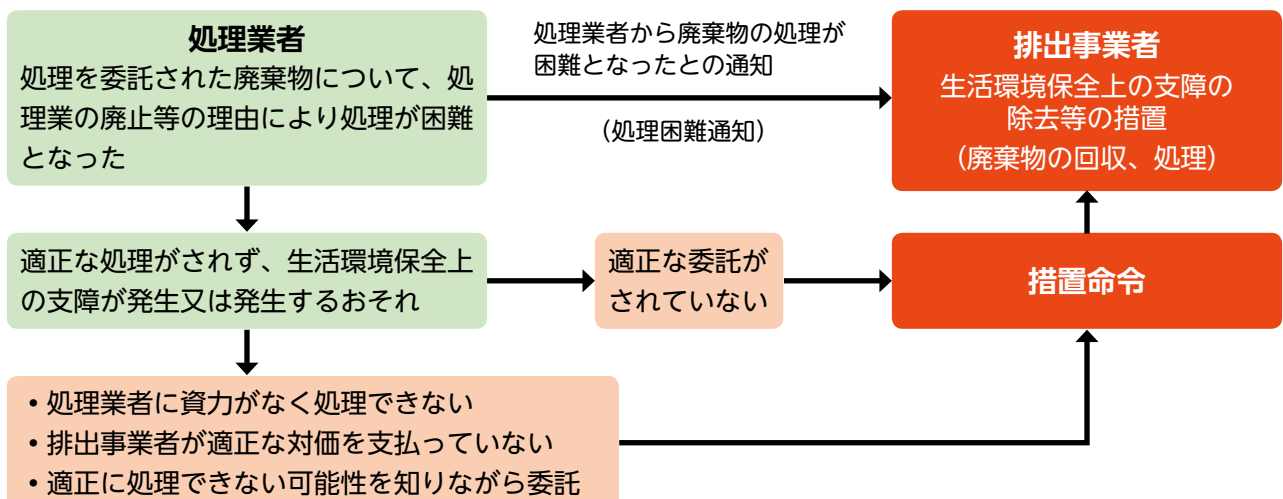


悪質な法違反による社名等の公表

悪質な廃棄物処理法の違反行為が判明した場合は、社名等を公表することがあります。

処理を委託した廃棄物の回収等による新たな経済的負担

処理業者が適正に処理できないときは、排出事業者が回収し、適正に処理しなければならない場合があります。



今回の不適正処理事案における改善例

事例1 一般廃棄物と産業廃棄物との区別の徹底

食品製造工場から発生する産業廃棄物（食品廃棄物）を委託処理している中間処理業者に、従業員用食堂から出る残飯や調理くずも処理できないか聞いたところ、処理できるということであったので、併せて処理を委託した。

食堂から発生する食品廃棄物は**一般廃棄物であり**、処理を委託している処理業者は**一般廃棄物を処理する許可を持っていない**ことがわかった。食堂から発生する食品廃棄物は、**市役所に確認**の上、事業系一般廃棄物として市の許可を受けている処理業者へ処理を委託するようにした。

事例2 適正な委託

処理業者の選択、契約書の作成は第三者に任せ、処理業者に会ったこともなく、中間処理場も見ることがなかった。

排出事業者責任を果たすため、中間処理場の実地調査を行うことにより廃棄物が適正に処理できることを確認し、**自らの責任で処理業者を決定することとした**。
また、類似の処理を行う複数の処理業者から見積もりをとり、著しく安価でないことも確認することとした。

事例3 国の登録業者でも確認が必要

処理の委託先が国の登録を受けたリサイクル業者だから任せて安心と思い、許可の内容や有効期限、マニフェストの照合も行わず、実地確認も行っていなかった。

契約内容や許可証の確認、マニフェストの照合、実地確認方法について確認すべき内容を社内規定として設け、契約どおりのリサイクルが行われているのか、リサイクルした製品が**商品として販売されているのかを確認**するようにした。

事例4 実地確認の充実

排出事業者は、収集運搬業者や処理業者と適切な契約手続きをして、マニフェストと一緒に廃棄物を渡してさえいれば廃棄物の処理責任は果たせたとばかり思っていた。

処理業者への**実地確認のノウハウを身に付けて**、自社が出した廃棄物が処理業者によって確実に処理されることを確認するなど、廃棄物トレーサビリティに努めるようにした。

事例5 不正転売防止の対策

消費期限近の食品廃棄物を包装したまま収集運搬業者の平積みトラックへ積み込んでいた。

転売された食品廃棄物による健康被害は、食品メーカーとして経営の根幹を揺るがすリスクとなるため、平積みトラックではなくパッカー車を使用する収集運搬業者に変え、包装された食品廃棄物が潰れて**転売できないことを毎回確認**するようにした。

お問合せ先

▶ 一般廃棄物……各市町村の一般廃棄物担当課にお問合せください。

▼ 産業廃棄物

窓口	所在地等	所管
東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 電話：0532-35-6114	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号20-1 電話：0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 電話：052-961-8340	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市 小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市 日進市、清須市、北名古屋市、長久手市 東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 電話：0567-24-2132	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町 蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町1-36 電話：0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 電話：0564-27-2878	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市 高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町4-45 電話：0565-32-7494	みよし市

名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、それぞれの市の産業廃棄物担当課にお問合せください。

このリーフレットに
関するお問合せ

愛知県 環境部 資源循環推進課 廃棄物監視指導室 指導グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 電話：052-954-6237 <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>